

平成 20 年 12 月

介護老人保健施設総合補償制度ご加入者各位

社団法人全国老人保健施設協会

平成 21 年 10 月更新

「賠償事故補償制度」「利用者傷害見舞金制度」の改定について

平素より、当会業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、皆様にご加入いただいております「介護老人保健施設総合補償制度」のうち、「賠償事故補償制度」につきましては、介護事故を補償する保険商品（施設賠償責任保険）を主たる契約として、老健施設で起こりうる全ての事故をカバーしておりました。

しかしながら、昨今、医療提供に関するニーズの変化、療養病床再編による介護療養型老健施設の誕生、介護保険法改定によるがん末期患者の受け入れ、施設で行われている看取りの状況や、保険会社の監督官庁指針に基づき適正な保険募集体制を確保する観点から、医療提供施設である老健施設に医療事故を補償する保険商品（医師賠償責任保険）を導入することが、看過できないまでとなりました。

そのため、制度維持のためにやむなく、平成 21 年の更新に際し、別紙資料にあるとおり、医師賠償責任保険を導入する保険料算定方式に改定することといたしました。改定に際しては、万一事故が起きた際に施設の自己負担となる免責金額を 5 万円から 0 万円（免責なし）に改定する等、これまで以上により良い制度となるよう配慮しております。

また、「利用者傷害見舞金制度」につきましても、基本保険料の引き下げや、全老健リスキマネジャー資格認定者が在籍する施設は保険料割引を行う等、現在、両制度にご加入している施設の保険料は、ほぼ据え置きになるよう配慮しておりますので、継続してのご加入をご検討を賜れば幸いです。

詳細につきましては下記代理店にお問い合わせ下さるようお願い申し上げます。

平成 21 年度更新（保険期間：平成 21 年 10 月 20 日～平成 22 年 10 月 20 日）については、例年どおり 8 月下旬にご案内することを申し添えます。

記

介護老人保健施設総合補償制度、居宅介護事業者賠償補償制度のお問い合わせ先

取扱代理店：有限会社全老健共済会

電話03-5419-8100 FAX03-5419-8002

以上

## 【改定点①】 賠償事故補償制度: 保険料算出方式の変更

医療事故を補償する保険商品の導入に伴い、保険料算出方式に変更がございます。

### < 現 行 (平成 20 年度) >

基本保険料	利用者定員	事故割増引	セット割引	RM割引		年間保険料
	(入所+通所)	(0.45~8.0)	(0.7or1)	(0.8or1)		
850 円	× [ ] 名	× [ ]	× [ ]	× [ ]		= [ ] 円
介護事故・医療事故を補償						

### < 改定後 (平成 21 年度) >

基本保険料	利用者定員	事故割増引	セット割引	RM割引	<b>医療事故補償</b>	年間保険料
850 円	× [ ] 名	× [ ]	× [ ]	× [ ]		+ 40,700 円 =
介護事故を補償						<b>医療事故を補償</b>

## 【改定点②】 賠償事故補償制度: 補償対象者(被保険者)の変更

医療事故を補償する保険商品を導入することに伴い、補償対象者(被保険者)に変更がございます。

### < 補償対象者の変更 >

	施設の法人責任(※1)	職員の個人責任(※1)
介護事故	対象(変更なし)	対象(変更なし)
医療事故	対象(変更なし)	<b>対象⇒対象外(※2)</b>

(※1) ここで言う「法人」とは開設者個人とは異なる人格であり、法人責任と個人責任は分けて考える必要があります。なお、施設において事故が発生した場合、「施設の開設者である当該法人」が賠償責任を負うことが通常であり、賠償事故補償制度において職員個人が責任を問われた事例は過去発生しておりません。

(※2) 職員(医療従事者)の個人責任を補償する保険商品は、勤務医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険、理学療法士賠償責任保険等があり、各職種の団体等で取扱いがあります。なお、日本医師会A①、A②会員の方は日医医賠償保険において個人責任が補償されます(A①、A②会員の

方は、医師会の会費に日医医賠償保険の保険料が含まれています。

### 【改定③】 賠償事故補償制度: 自己負担額(免責金額)の撤廃

万一事故が起きた際に施設の自己負担となる免責金額を 5 万円から 0 万円(免責なし)に変更いたします。本改定による保険料の割増はございません。

### 【改定④】 利用者傷害見舞金制度: 基本保険料の引き下げ、RM(リスクマネジャー)割引の追加

基本保険料を、1,800 円から 1,300 円に引き下げます。また、本会が認定する介護老人保健施設リスクマネジャー資格認定者が在籍する施設は、保険料が 20%割引されます。

#### <現 行 (平成 20 年度) >

基本保険料	口数	利用者定員数		年間保険料
	(2 口限度)	(入所+通所)		
1,800 円	× □ 口	× □ 名	× □	= □ 円

#### <改定後 (平成 21 年度) >

基本保険料	口数	利用者定員数	RM割引	年間保険料
	(2 口限度)	(入所+通所)	(0.8or1)	
1,300 円	× □ 口	× □ 名	× □	= □ 円

新設

以 上